### 津 市 開 発 技 術 基 準

令和6年4月

津 市

### 目 次

第1章 総則	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2章 定義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第3章 開発道路	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第1節 設計基準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2節 取付道路	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第3節 歩道その他の道路	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第4節 舗装	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第5節 排水施設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第6節 交通安全施設等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第7節 占用	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第8節 都市計画道路	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第4章 公園・緑地・広場	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第5章 上水道	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第6章 排水計画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
第7章 消防水利	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
第8章 造成計画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
第9章 水質保全	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
第10章 環境事業施設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
第11章 駐車場	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
第12章 公益施設用地	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
第13章 公共・公益施設用地及び施設の維	:持	管	理	!弓	継	<u>′</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
第14章 その他	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
第15章 雑則	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
別紙	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
開発事業工事完了届出書チェックシート	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28

### 第1章 総則

(目的)

第1 この基準は津市開発事業に関する指導要綱(以下「指導要綱」という。)により定められた公共公益施設の整備について、さらに詳細に技術的な基準を定め設計の指針とすることを目的とする。

開発事業の計画にあたっては、本基準を最優先するものとし、本基準に定めのないものについては、三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアル(以下「県技術マニュアル」という。) に準拠し設計すること。

また、開発区域外を加工する場合においても、これら基準を参考に公共施設管理者と十分に協議し、計画すること。

なお、これらの基準によることが困難である場合については、公共施設管理者や関係 部局と十分協議し、総合的に勘案し決定すること。

(開発許可制度に関する根拠法令等)

第2 開発許可制度に関する根拠法令は、都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施 行規則、各条例、各条例施行規則、指導要綱その他開発許可に関する法令等とする。

### 第2章 定義

- 第3 本基準における用語の意義は、指導要綱に定義している用語の意義のほか、次の各 号に示すこと。
  - (1) 公共施設管理者 当市のほか、国、県が所管する施設を管理する者
  - (2) 開発道路 開発事業より新設される道路(道路位置指定道路含む)及び当該事業により有効幅員4.0 m以上に拡幅される既設道路
  - (3) 取付道路 開発事業区域外の既設道路に接続する開発道路
  - (4) 有効幅員 通行上支障がない道路幅
  - (5) 中高層住宅 地上階数3階以上又は最高高さ10m以上の住宅

### 第3章 開発道路

第1節 設計基準

(設計構造)

第4 開発事業にかかる道路の設計・構造は、指導要綱、津市道路の構造の技術的基準等に関する条例(以下「道路条例」という。)及び条例施行規則(以下「道路条例(規則)」という。)に基づくこと。

(幅員構成)

第5 幅員構成については、指導要綱(第20条又は48条)及び道路条例(第4条)に 準拠すること。なお、詳細について公共施設管理者と協議すること。

(道路形態)

第6 平面線形、縦断線形は、道路条例に準拠するが、道路の取付部における設計は県技 術マニュアル(6道路)に準拠する。なお、詳細について公共施設管理者と協議するこ と。

(縦断勾配)

第7 道路の縦断勾配は6%以下を原則とし、6%を超えるときは、道路条例(第21条) の範囲を上限として、公共施設管理者と協議すること。

(横断勾配)

第8 道路の横断勾配は2%の両側勾配を原則とし、2%未満となる場合は、道路条例(第25条)の範囲内において、公共施設管理者と協議すること。

(交差)

- 第9 道路の交差は直角を原則とし、やむを得ない場合は、直角に近い角度とする。なお、 交差部には隅切を設け、隅切長については、県技術マニュアル(6道路)に準拠する。 ただし、記載のないものについては、別途、公共施設管理者と協議すること。
- 第2節 取付道路

(開発事業区域外道路への取付)

- 第10 取付道路の基準については、県技術マニュアル(5取付道路等)に準拠すること。 なお、事前に公共施設管理者及び所轄警察署と協議すること。
- 第3節 歩道その他の道路

(歩道)

- 第11 歩道の設置を行う場合は、以下のとおりとする。
  - (1) 開発事業区域以外の道路について、当該開発計画に伴い、交通安全上、必要であると考えられる場合は、歩道及び各安全施設の整備を併せて行うこと。
  - (2) 歩道の構造については、道路条例(規則第12条)によるものとし、高齢者、障害者等の移動又は道路の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は道路の利用上の利便性及び安全性の向上を図ること。
  - (3) 視覚障害者の通行の多い箇所では、歩道と車道の境界を明確にするため、点字ブロックを設置する等の措置を講じること。なお、設置については「視覚障害者誘導用ブロック設置指針等」によること。

(行き止まり道路)

第12 道路は原則として、袋路状であってはならない。ただし、高低差が著しい、家屋があるなど地形的、物理的にやむを得ない場合はこの限りでない(県技術マニュアル6道路)。

また、やむを得ず袋路状道路を新設する場合は、公共施設管理者と協議の上、通行人に行き止まり道路であることを示す標識等を設置すること。

(通路)

第13 袋路状道路を設けた場合は、有事の際の避難路の確保ため、原則、通路を設ける

ものとし、県技術マニュアル(6道路)に準拠すること。ただし、通路の接続先がない 場合はこの限りでない。

- 2 当該開発計画に伴い、水路等の公共施設の維持管理が困難となる場合、維持管理用通 路を設置すること。なお、詳細は公共施設管理者と協議すること。
- 3 通路については、原則、幅員 2 mとし、差込み式の車止め等を用いて容易に車両が進入しない構造とする。なお、詳細は、公共施設管理者と協議すること。

(開発事業区域に接道する既存道路)

- 第14 開発事業区域に接道する既存道路は、有効幅員4.0 m以上の道路法又は建築基準法上の道路とする。ただし、工場等の大規模な開発事業の場合は、指導要綱によるほか、別途、公共施設管理者と協議すること。
- 2 用地の寄附等が生じず、既存道路を改修し、有効幅員 4.0m以上を確保できる場合は、 開発事業区域に接道する道路と見なす。なお、用地の帰属等が生じる場合は、幅員 6. 0mの開発道路として、前項に規定する道路まで接続すること。
- 3 接道する既存道路と開発道路との接続基準については、原則、県技術マニュアル (5 取付道路等) に準拠すること。なお、事前に公共施設管理者及び所轄警察署と協議すること。

### 第4節 舗装

(アスファルト舗装等)

- 第15 道路の舗装は原則としてアスファルト舗装とし開発区域内の道路構成については、別紙1のとおりとする。なお、路床部においては、設計 CBR6%以上を確保すること。 その他の舗装にあっては道路条例(第24条)によるものとし、公共施設管理者と協議すること。
- 2 歩道舗装の構造は、道路条例(規則第12条)及び「舗装の構造に関する技術基準・ 同解説」「舗装設計施工指針」(日本道路協会)を標準とし、雨水を地下に円滑に浸透さ せることができる構造とする。

### 第5節 排水施設

(排水方法)

第16 道路排水は、両側に側溝を設け、全て公共用地を経て、流末処理すること。なお、 構造については別紙1のとおりとする。

(横断側溝)

第17 原則、横断側溝は暗渠とするが、縦断勾配の急な道路で、路面に流水が予測される場合は、必要に応じ横断側溝を設置し、グレーチング(騒音防止機能付き普通目及びボルト締め・ノンスリップ)を設けること。

### 第6節 交通安全施設等

(防護柵)

第18 防護柵の設置については、「防護柵設置基準・同解説」(日本道路協会)によるほ

か、公共施設管理者と詳細について協議し、必要と認める場所に設置すること。

(反射鏡、標識、路面標示等)

- 第19 道路の屈曲部、見通しの悪い交差点等の交通状況に応じて道路反射鏡を設置する こと。なお、反射鏡を設置し、市へ管理を移管する場合は、公共施設管理者指定の津市 が管理していることを示す表示(ステッカー)を施すこと。
- 2 道路における交通の安全と、円滑な運行を図るため必要な案内・警戒・指示・規制標識及び路面標示等を設置しなければならない。これら道路標識等の様式、色彩、寸法等は関係法令及び道路標識設置基準に準拠する。標識を設置する際は、公共施設管理者又は公安委員会と協議の上、承認を経て設置すること。

(防犯灯)

第20 住宅地を開発する場合は、防犯灯設置及び管理について、関係する自治会等と協議を行うこと。

### 第7節 占用

(占用)

第21 道路の占用物件の位置は「電線、水管、ガス又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」(平成11年3月31日道路局路政課長、国道課長通知)ほか関連する通知等によるものとし、事前に公共施設管理者と十分協議すること。

また、開発事業に伴い既存道路に新たに占用物件を設ける場合は、同種の既存占用物件をまとめることとし、事前に公共施設管理者と協議すること。

### 第8節 都市計画道路

(設計構造)

第22 開発事業区域内に都市計画決定されている道路がある場合は、指導要綱(第19条)に基づき、その計画に適合させるとともに区域外の都市計画道路との連携についても十分調査し支障をきたさないよう実施すること。

### 第4章 公園・緑地・広場

(開発事業区域内の公園面積)

- 第23 公園用地(緑地及び広場を含む)を確保する場合の面積については、指導要綱(第24条)による。なお、住宅地開発(中高層住宅含む)は公園とし、その他は公園、広場、緑地とする。ただし、公園・広場は急な斜面地、予定建築物の敷地造成のため生じる法面及び狭小不整形な未利用地は含まないこと。
- 2 中高層住宅を建設する住宅地は、原則として計画戸数×6 m以上とする。

(公園の配置)

第24 公園の配置については、指導要綱(第25条)によるものとし、公園の誘致距離 に基づいて均衡ある配置としなければならない。ただし、交通量の多い主要道路、鉄道、 河川、がけ、規模の大きい施設、その他児童の通行を不能又は危険にする地物、施設等がある場合の誘致距離は、その地物、施設等によって遮断されるものとする。

### (公園の立地・整備条件)

- 第25 公園の立地条件として次の各号に掲げるものを考慮しなければならない。
  - (1) 公園の位置は地形、土質、その他の環境条件の適否を勘案して選定する。
  - (2) 公園は高圧電線下の土地に設けてはならない。
  - (3) 公園敷地の形状は正方形、長方形等まとまりのある整形とし、著しい狭長、屈曲、複雑な出入りのある形等であってはならない。
  - (4) 公園敷地はその利用、維持管理上必要な整地工を行わなければならない。また、原則として敷地の全部を平坦地とする。
  - (5) 公園外周部にはフェンス等の柵を設けること。柵の高さは1.8 m以上を原則とし、 柵の詳細な仕様については公共施設管理者と協議すること。
  - (6) 公園施設は別紙2に掲げる施設標準によること。なお、設置する遊具については、 「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP」に適合すること。
  - (7) 公園は、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく特定施設に該当し、事前協議の対象施設となり、整備基準(出入口・園路・階段・傾斜路等の構造その他に関する基準)が定められているため、その基準に適合するよう設計すること。

### (排水施設)

- 第26 公園内の排水施設については、次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。
  - (1) 公園内には雨水その他の地表水及び汚水を排除するために必要な排水施設を設置すること。
  - (2) 地表水排水施設は浸透式とし、広場及び園路の側辺、傾斜地の上端、湧水を生ずる場所その他必要な場所には、U型溝、L型溝を用いた側溝、集水桝を用いること。
  - (3) 管渠はその勾配及び断面積が排除すべき地表水又は汚水を支障なく流下させることができるものであるとともに維持管理上支障のない規格構造とすること。
  - (4) 公園敷地は、暗渠排水施設を整備すること。なお構造については都市公園技術標準解説書の地下排水の設計に準拠すること。

### (出入口)

- 第27 公園の出入口は次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。
  - (1) 公園の出入口は公園利用者のための適切な位置、箇所数、構造をそなえているとともに災害時の避難場所としての効用を考慮して設置すること。
  - (2) 公園の出入口は2箇所以上とし、同一辺には設けないこと。
  - (3) 公園の出入口のうち少なくとも1箇所は自動車が出入りできる構造とすること。
  - (4) 公園の出入口には車止めを設け、一般車両が進入できない構造とする。車止めについては、取り外しが可能な構造とし、公共施設管理者指定の南京錠を取り付けるこ

- と。南京錠の鍵については、市へ維持管理引継を行う際に公共施設管理者へ提出すること。
- (5) 公園出入口については、児童等が飛び出すおそれがある為、原則、交差点から 5 m 以上離れたところに設けること。また、見通しが悪い位置には出入口を設けないこと。

### 第5章 上水道

(基本条件)

- 第28 当該開発計画に伴い既設水道管の移設等が必要な場合は、工法等十分協議し、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の承認を得た上で事業者の負担で行うこと。
- 2 配管平面図・水利計算書を作成し、管理者と十分協議を行い、新設水道管の管種、口 径を決定すること。
- 3 工事施工前に「水道施設施行承認申請書」に関係書類を添付し管理者の承認を得ること。
- 4 埋設管上の指定位置へ配水管管理用のマーカーを設置すること。
- 5 開発区域外の道路占用及び道路占用権譲渡承認申請の手続きを行うこと。 (市施設からの給水)
- 第29 事業者が水道の供給を受けようとするときは、文書をもってあらかじめ市に申し 込むこと。

ただし、津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例第 3条に規定する給水区域内に限る。

- 2 工事の設計及び施工については、管理者の承認を得て、あらかじめ市の審査に合格した設計図書に基づき事業者側で施工する。ただし、管理者が必要と認めたときは市が施工する。また、事業者で施工するときは、設計及び施工の範囲は特に指示のない限り開発事業区域内とし、工事の立会、検査等に要する費用を徴収する。この徴収基準は、津市水道事業給水条例(以下「条例」という。)第32条第1項第2号の給水装置工事検査手数料に住宅等の建設戸数を乗じて得た金額とする。
- 3 事業者は、市の指定給水装置工事事業者に工事を施工させなければならない。ただし、 管工事を除き管理者が認めた施設の工事はこの限りでない。なお、施設は全工事の完成 をもって、給水装置及び管理者が認めない施設を除き、寄附採納を受けること。この場 合、市に帰属する道路以外の道路(公衆用道路)にあっては、水道管布設に係る土地使 用契約の締結により水道管の寄附採納を受けるものとし、当該寄附採納願いの提出及び 契約書等の締結をもって通水及び完成検査を実施すること。
- 4 全工事の完成をまたず一部通水を必要とするときは、その部分について、市の検査に 合格しなければならない。その場合、維持管理に要する費用は、事業者が負担すること。
- 5 水道施設の工事にかかる費用は、給水可能な箇所からの工事と直接関連する増補改良

工事の全額を事業者の負担とする。

6 水道施設完成後の濁水防止のための放水等の料金として、その計画戸数に応じて定める放水水量及び第3項の通水及び完成検査に要する洗管用水量等に、津市水道事業給水 条例第23条第3項の一時用従量料金を乗じて得た相当額を徴収する。

ただし、管理者が、公益上その他特別の理由があると認めたときは、当該費用を軽減 又は免除することができる。

- 7 電気施設等の維持管理に特別の費用を要する場合は、その見込費用の5箇年分相当を 徴収する。
- 8 高架水槽、水管橋等、防錆用ペンキ塗を必要とする施設は、次期1回分の工事費相当 額を徴収する。
- 9 市側において工事を施工する部分の費用及び前6,7,8の費用を徴収する。なお、これらの費用はすべて前納とする。
- 10 開発事業区域内又は、開発事業区域外に水道施設の用地を必要とする場合は管理者 の承認を得てこれらの土地を確保し、無償提供すること。なお、配水管布設用地にあた っては管の口径にかかわらずその幅員は3.0m以上とする。

用地の境界には市の承認を得た規格の境界杭を設置するものとし、所有権移転手続き は事業者において行うこと。

(施設の基準)

- 第30 標準水量又は消火用水量でそれぞれ個々にわたり施設の計算を行い、それぞれの 施設は数値の大なる方を施設の規模に適用する。使用材料については、日本水道協会認 定品とする。なお、本水道施設以外に消防水利を考慮すること。
- 2 標準水量による設置の基準
- (1) 所要水量の算定
  - 1人1日平均給水量 300ℓ
  - 1人1日最大給水量 4500
  - 1人1時間最大給水量 450ℓ×1/24×K1

ただし、K1:時間最大係数で、給水人口により次の表による。

なお、計画規模により給水人口及び時間最大係数K1に該当のない場合は図又は比例配分により算出すること。

K1=時間最大比は次表のとおりとする。

給水人口	K1	給水人口	K1
50 人以上	14.0	800 人以上	3.7
60 "	12.5	900 "	3.6
70 "	11.0	1,000 "	3.5
80 "	10.0	1,500 "	3.0
90 "	9.5	2,000 "	2.8
100 "	9.0	3,000 "	2.6
150 "	7.3	4,000 "	2.5
200 "	6.2	5,000 "	2.4
300 "	5.4	6,000 "	2.3
400 "	4.8	7,000 "	2.2
500 "	4.4	8,000 "	2.1
600 "	4.1	9,000 "	2.05
700 "	3.9	10,000 "	2.0

一般家庭の1戸当り構成人員は3.5人として計算する。ただし、多量の水を使用する ものがあれば別に加算すること。この場合の1日最大配水量は、給水引込予定管の口径に より次表を標準水量とする。

### 基準水量表

口径	口径+流量	1日最大	口径	口径+流量	1日最大
	比の平均値	使用水量		比の平均値	使用水量
m/m		m3∕ ∃	m/m		
Φ 13	1.00	1.56	Φ 50	24.61	38.39
Φ 20	2.68	4.18	Φ 75	66.73	104.09
Φ 25	4.62	7.20	Φ 100	135.96	212.09
Φ 30	7.11	11.09	Φ 150	375.72	586.12
Φ 40	14.31	22.32	Φ 200	773.84	1207.19

### (2) 配水管

ア 口径算定 時聞最大給水量で水理計算を行い、管末において 0.15 MPa 以上の 水圧保持を基準とする。

イ 埋設深さ及び位置 第3章第7節による。

- (3) 各戸引込用の予定給水管は口径20mm以上とする。ただし、管理者が必要と認める場合は管の口径を指定することができる。
- (4) 管末において 0.15 M P a 以上の水圧保持ができない地域に宅地造成をする場合、

配水管 $\rightarrow$  (ポンプ井)  $\rightarrow$ ポンプ $\rightarrow$ 追加塩素処理 $\rightarrow$ 配水槽(設置式又は高架式)  $\rightarrow$ 自然流下による給水。ここに高架式とは地盤面から底水位面までの距離が 8.0 m以上のものをいう。

### ア ポンプ

### 容量

### 設置式配水槽の場合

(1日最大給水量/24+時間最大給水量) $\times1/2\times1/60$ ただし、1日最大給水量を16時間分以内でまかなえること。

### 高架式配水槽の場合

時間最大給水量×1/60×1.2 ㎡/分

ただし、1日最大給水量を10時間分以内でまかなえること。

揚程 ポンプ位置から配水槽高水位面までの垂直高+管内摩擦損失水頭+ (ポンプ 位置からポンプ井底水位までの垂直高)  $\pm \alpha$ 

ただし、±αについては管理者がその都度定める。

口径 水理計算による。

台数 予備1台を含み2台以上とする。

ただし、運転の方法については管理者の指示による。

運転方法 無人方式による自動運転とする。

設置条件 配水管直結式

ただし、配水管吸込側の管内流速がポンプ運転時において 0.7 m/秒以下とし、それ以上になる場合は、既設配水管の増強を行うか、又はポンプ井を設けること。

### イポンプ井

### 容量

設置式配水槽の場合

1日最大給水量/24+ポンプ容量の20分間以上

### 高架式配水槽の場合

1日最大給水量/24+ポンプ容量の30分間以上

### ウ ポンプ上屋

耐火構造として面積及び詳細は管理者の指示による。ただし、上屋面積の標準はポンプ基礎台から周囲が各2m以上あること。また、ポンプ場用地は建物の周囲が平地で2.5m以上あること。

### 工 非常電源設備

形式、容量については、ポンプ容量に基づくものとし、細部については管理者の 指示による。

### 才 遠方監視施設

形式等については管理者の指示による。

### カ 配水槽

### 容量

設置式 1日最大給水量の10時間分以上

ただし、人口3500人以下の場合は、(1日最大給水量×5/24)+(時間最大給水量×2)以上とする。

高架式 1日最大給水量の3時間分以上

ただし、人口1300人以下の場合は、時間最大給水量の1時間分以上とする。 水位高 底水位は給水区域内の最高造成高となる用地において水圧0.15MPa 以上保持できる水位高とする。

用地面積 管理者の指示による。ただし、敷地面積の標準は次のとおりとする。

(設置式) 配水槽の周辺が平地で各5.0m以上であること。

(高架式) 用地の一辺が平地で配水槽全高の1.5倍以上、又は用地の周囲がすべて幅員4.0m以上の道路である場合は配水槽全高の1.3倍以上とする。ただし、基礎コンクリートの周囲が各6.0m以上あること。

### キ 追加塩素処理

管理者の指示による。原則として点滴型は認めない。設備は予備を含め2台以上とする。

- (5) 標高20m以下の高さに宅地造成をする場合、特別な場合を除くほかは水道自然圧で給水する。
- (6) その他
  - ア 公道及びこれに準ずる道路に埋設する場合は、道路管理者等当該道路を管理する 者の許可条件並びに管理者の指示する工法により施行すること。
  - イ その他については日本水道協会発行「水道施設設計指針」及び管理者の指示による。
- 3 消火用水量による施設の基準
  - (1) 消火用水量の算定

時間最大消火用水量

消火栓1箇所当り水量×消火栓設置数による水量係数K<sub>2</sub>×60分

消火栓1箇所当り放出水量1.0㎡/分以上

消火栓設置数による水量係数K<sub>2</sub>は次表のとおりとする。

消火栓数	水量係数	消火栓数	水量係数	消火栓数	水量係数
1 箇所	1. 00	11 "	5.60	21 箇所	6. 55
2 "	1. 90	12 "	5.70		この間 1 箇
3 "	2. 70	13 "	5.80		所増す毎に
4 "	3. 40	14 "	5. 90		0.05 の増と
5 "	4.00	15 "	6.00		する。
6 "	4. 50	16 "	6.10	100 箇所	
7 "	4. 90	17 "	6.20	101 箇所以上	については協
8 "	5. 20	18 "	6.30	議して定める	0
9 "	5.40	19 "	6.40		
10 "	5. 50	20 "	6. 50		

### (2) 配水管

### 口径計算

時間最大消火用水量により水理計算を行い、給水区域内において負圧とならないよう計画する。なお、消火栓設置数が10ヵ所以上となる開発計画については、標準水量の1日最大給水量×1/24を加算して計算すること。

(3) 設置基準

消火栓の設置場所は消防長の指示によること。

(4) ポンプ

容量 設置式配水槽の場合

時間最大消火用水量×1/2×1/60×1/2・・・m/分 高架式配水槽の場合

時間最大消火用水量×1.2×1/60×1/2・・・ m³/分

(5) ポンプ井

容量 ポンプ容量×50分間以上

(6) 配水槽

容量 設置式 時間最大消火用水量分以上 高架式 時間最大消火用水量の4/10以上

(7) その他

その他については、第30-2の標準水量による施設の基準に準ずる。

### 4 関係書類

- (1) 事前協議 計画説明書、土地利用計画図、給水計画図
- (2) 設計審査 計画説明書、土地利用計画図、給水計画図、水理計算・構造計算、使用 資材一覧表、承認図、その他管理者の指示する書類
- (3) 完成 完成図(管路図)、弁及びマーカーのオフセット図、工事写真、寄附採納願、

### 水圧検査記録書、その他管理者の指示する書類

### 第6章 排水計画

(基本条件)

- 第31 計画にあたっては、下水道法、環境基本法並びに政令、省令及び条例等関係諸法 令上の規制等に基づくこと。また、流域治水推進のため、雨水の流出抑制対策に努める こと。なお、下水道供用開始区域の内外について、設計説明にて明示すること。
- 2 下水の排除方式は、分流式かつ自然流下を原則とする。
- 3 開発工事に伴い、下水道管及び公共桝の設置が必要な場合は、工法等十分協議し、上 下水道事業局の承認を得た上で原因者の負担で行うこと。
- 4 下水道工事施行承認申請書を提出すること。
- 5 開発区域外の道路占用及び道路占用権譲渡承認申請書の手続きを行うこと。

(事前協議に提出すべき必要な書類及び図書)

- 第32 計画説明書(計画説明書には、次のことを記載する)
  - ① 地形
- ② 下水排除の現況 ③ 計画排水区域
- ④ 計画排水面積 ⑤ 計画人口
- ⑥ 排除方法

- ⑦ 排水系統
- ⑧ 計画下水量(汚水、雨水量)
- ⑨ 降雨強度及び特性 ⑩ 流出係数
- ① 管渠断面算定方式

- ① 管路施設
- ③ ポンプ場施設 ④ 共同汚水処理施設及び用地
- 2 図面(提出すべき必要な図面)
  - (1) 一般図(縮尺1/3,000以上)
    - ア 排水区域の境界
    - イ 吐口
    - ウ ポンプ位置
    - エ 共同汚水処理施設の位置
  - (2) 排水区割り平面図 (縮尺1/1,000以上)
    - ア 計画排水区域の細別した面積
    - イ 主要箇所の地盤高
    - ウ 等高線 (間隔は、1.0 mとする)
    - エ 使用した水準基標
  - (3) 排水計画平面図(縮尺1/1,000以上)
    - ア 排水区及び分区並びに境界
    - イ 計画下水管渠及びマンホール
    - ウ 管渠記号(幹線、枝線別)断面勾配、延長
    - エ 吐口、ポンプ場、共同汚水処理場
  - (4) 縦断面図(縮尺横1/1,000以上、縦1/100以上)

- ア 地盤高 単位はメートルで表しセンチメートルで止める。
- イ 管渠記号
- ウ 管渠の断面 単位はミリメートルで表す。
- エ 勾配 単位はパーミリ(‰)で表す。
- オ 管底高 単位はメートルで表しミリメートルで止める。
- カ 区間距離 単位はメートルで表す。
- キ 追加距離 単位はメートルで表す。
- ク 土かぶり 単位はメートルで表しセンチメートルで止める。
- ケ 流入管渠の関係
- コ 放流水面の最高、最低並びに平水位 メートルで表しミリメートルで止める。
- サ 河川の横断個所は河床高及び平水位 メートルで表しミリメートルで止める。
- シ 使用した水準基標
- (5) ポンプ場及び共同汚水処理場 施設の平面(縮尺1/600以上)、水位関係図(縮尺横1/500以上、縦1/1

00以上)

- ア 各施設並びに配管関係
- イ 付近の見取図(縮尺1/1,000以上)
- ウ 放流水面の最高、最低並びに平水位
- エ 各施設の水位関係
- オ ポンプ場については、前項のほかに床高及びポンプの中心高
- 力 地盤高
- (6) 構造図 (標準図) (縮尺1/30以上)
  - ア 平面図及び断面図
  - イ 単位(ミリメートルで表す)
  - ウ その他参考図
- (7) 管渠敷設後に漏水等の処置を適切に行ったうえで、テレビカメラにて管内を確認し、中間検査依頼時にDVD-Rを提出すること。
- 3 下水道流量計算書(県技術マニュアル 2下水排除施設による)
  - (1) 雨水流出量公式 Q=1/360×C·I·A
  - (2) 降雨強度公式 I = a / t + b
    - C=流出係数
    - I =降雨強度公式
    - A=面積(ha)
    - Q=雨水流出量(立方メートル/sec)
    - t = 流達時間 (min) = 流入時間 (t<sub>1</sub>) + 流下時間 (t<sub>2</sub>)
  - (3) 汚水量算定の基準

計画1人1日当り汚水量

種 別	汚 水 量 (Q)	摘	要
計画1人1日平均汚水量	475 + 95 = 570		
計画1人1日最大汚水量	635 + 95 = 730	950	(地下水)
計画時間最大汚水量	950 + 95 = 1045		

### 4 管路施設

(1) 管渠の断面決定は、マニングの公式による。

 $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad Q = A \cdot V$ 

※雨水排水において、排水断面は開渠:8割水深、函渠:9割水深、円形管:満管の状態で計算すること

(2) 流速

県技術マニュアル (2-3-3 流速及び勾配) による。

(3) 最小管径

汚水管渠にあっては150mm、雨水管渠にあっては250mmとすること。

(4) 管渠の種類

ア 遠心力鉄筋コンクリート管 (ヒューム管) B型 JIS A 5303

イ リブ付硬質塩化ビニル管 JSWAS K-13 (ソケット継手でゴム輪受口とする)

- ウ 硬質塩化ビニル管 JSWAS K-1 (ソケット継手でゴム輪受口とする)
- エ 強化プラスチック複合管 JSWAS K-2

オ 上記の規格品と同等以上の製品であると認められるもの。

(5) 埋設深さ及び位置

第3章第7節による。

(6) 地表勾配が急な場合

県技術マニュアル (2-3-8 管きょの接合) による。

(7) 基礎工

下水管渠の基礎工は、基礎地盤の支持力、土被りと路面荷重、管渠の大きさと形状及び構造等の条件を考慮して決定するものとし、県技術マニュアル(2-3-10 管きょの防護及び基礎)による。

(8) マンホール

ア マンホールの種類及び構造は「下水道施設計画設計指針と解説」(日本下水道協会) によるものとし、起点及び中間点には小型マンホールを使用し、これ以外について は1号マンホールを使用することを標準とする。なお、小型マンホールは塩ビマン ホールを標準とする。

イ 下水管を階段接合とする場合には、段差を生ずる箇所に必ずマンホールを設け段 差60cm以上の場合は汚水量に応じた大きさの内副管(飛散防止構造)を付けるこ と。

- ウ マンホール蓋の材質は、ダクタイル鋳鉄製とし、引張強さカバー 7 0 0 (N/mm<sup>2</sup>) 以上、フレーム 6 0 0 (N/mm<sup>2</sup>) 以上、の津市型の製品を使うこと。
- エ マンホールの底部は管渠の状況に応じたインバートを設けること。
- オ マンホール内の足掛金物は30cmピッチに入れ、ステンレス製等、腐食に耐える ものを用いること。

### (9) ます及び取付管

ア 汚水ます 設置位置は民有地(道路境界から1m以内)とし内径20cm以上のものとし塩ビ製を標準とする。

- イ 雨水ます 設置位置は民有地(道路境界から1m以内)とし内径30cm以上のものとし、雨水ますの底部は15cm以上の泥溜を作ることとし、原則、 浸透式とし詳細については、別途協議を行うこと。
- ウ 取付管 取付管の埋設方法は本管に対し直角に埋設し、本管の取付には、ソケット(支管)を使用すること。なお、取付管の勾配は10%以上とし、取付管は本管の中心より上部に取付けること。

(分流式)

宅地汚水管の最小管径は100mmとする。

### (10) 宅地内排水設備

宅地内排水設備については、雨水、汚水を分けて計画すること。なお、浄化槽処理 水は浸透桝に接続しないこと。

また、公共下水道の供用開始区域内の排水設備に該当する場合、排水設備計画確認 申請の提出等の手続きをすること。

### 5 その他

その他については「下水道維持管理指針」(日本下水道協会)によること。又、詳細については公共施設管理者と協議すること。

(洪水調整池 (特定都市河川流域除く))

第33 洪水調整池等については、県技術マニュアル(1 洪水調整池)に準拠し、上記に該当しない開発事業の計画にあたっては、流域の地形、土地利用、流域の雨水排水条件、維持管理条件等を考慮し、雨水排水の流出抑制に配慮すること。

なお、開発面積が8,000㎡以上の開発行為においては、開発行為による周囲への 影響が大きいため、周囲の雨水排水施設状況及び能力を調査し、適切に排水可能か検討 を行うとともに、洪水調整池等の雨水排水の流出抑制について公共施設管理者と協議を 行うこと。

調整池概要看板の設置について、記載内容は、公共施設管理者と協議をすること。 (雨水貯留浸透施設)

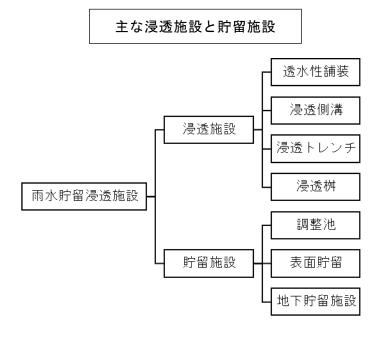
第34 特定都市河川流域に指定された区域における開発行為が1,000㎡を超える開

発事業については、三重県の担当部局と協議を行い、雨水浸透阻害行為の許可を受けなければならない。

なお、対策工事は、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域内又は当該区域に隣接する土 地の区域内において行うものとし、公共施設に係る雨水処理の方法は次の各号に掲げる ものを考慮しなければならない。

- (1) 道路(公園)区域の雨水に対しては、道路(公園)区域内で対策を行うこと。
- (2) 対策工事としては、浸透施設が健全な水循環に資することに加え、一般的に対策工事の規模が小規模となる場合には経済性の観点から浸透施設を優先すること。
- (3) 浸透施設は、施設本体の透水機能と地中への浸透機能が長時間にわたり効果的に発揮できるよう目詰まり防止や清掃など維持管理に配慮した構造とすること。
- (4) 貯留施設は、設置場所の地形、地質、土地利用、安全性、維持管理等を総合的に勘案し、流出抑制機能が継続的・効果的に発揮できる構造とすること。

また、放流施設については、自然調整方式とし、人為的操作を必要としない方式とすること。



### 第7章 消防水利

(基準)

第35 消防水利は、消防法(昭和23年7月法律第186号)第20条に規定する「消防水利の基準及び水利施設の設置等の義務」により開発事業区域の規模及び地形並びに 予定されている建築物の用途を考えて災害の防止上適正に配置すること。

(種別)

第36 消防水利の種別は、原則として「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)

に基づく消火栓及び防火水槽とする。

(配置)

- 第37 消防水利の配置は、「消防水利の基準」による。ただし、開発事業区域内の消防水 利が消火栓のみに偏する場合は、必要に応じ、防火水槽を配置すること。
- 2 住宅地等の開発規模が1,000平方メートル以上(自己の居住の用に供する住宅、 又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものを建築するための開発行為につい ては除く。)のものについては、消防水利を設けること。ただし、消防水利が消火栓のみ の場合、開発面積10万平方メートル以上のものは、消火栓以外は防火水槽を設けるも のとし、10万平方メートル(端数は原則として四捨五入方式とする。)ごとに1を加え ること。

(位置)

- 第38 消防水利は、次の各号によること。
  - (1) 防火水槽の位置は、占用地を設け、消防活動が容易にできる位置であること。
  - (2) 消火栓の位置は、歩車道の区別のある道路では、原則として歩道とし、その他は車道とする。
  - (3) 付近建築物の状況に応じ、消火活動に便利な地点であること。
  - (4) 消防水利設置後において、維持管理上安全な位置であること。

(規格)

- 第39 防火水槽の構造形式は「国が行う補助の対象となる消防施設の基準額」(昭和29 年総理府告示第487号)第2条の基準によるほか耐震性を有し、送・採水口を設置す ること。
- 2 消火栓の構造、形式並びに消火水量は、津市上下水道事業局の規格基準によるほか、 第5章 上水道第30-3の消火用水量による施設の基準によること。

(標識)

- 第40 消防水利は、路面標示をすること。ただし、見通しが悪い等消防水利が目視で確認することが困難な場合は、路面標示に加え標識を設置すること。
- 2 標識の構造・形式は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)別表第1の4及 び昭和45年8月19日付自治省消防庁通達「消防水利の標識について」による。 (消防活動用空地の確保)
- 第41 開発事業区域内の道路及び開発事業区域外の既存の道路と予定建築物(階数が5以上のものに限る。)との間隔が、5メートルを超える場合は次の基準及び消防長が別に定める基準により消防活動用空地を確保すること。ただし、当該予定建築物において二方向避難が確保される構造のものであるときはこの限りでない。
  - (1) 空地面積

はしご車架ていのため、予定建築物の外壁面から5メートル以内に、はしご車が接近できる幅6メートル長さ12メートル以上の消防活動用空地を確保すること。

(2) はしご車の活動空間

はしご車の消防活動用空地及びその周辺の上空には、はしご車の伸長及び旋回に支 障となる工作物、架空電線等を設けないこと。

(3) 空地の構造

空地の構造は、総重量20トンのはしご車の通行等に耐える地盤支持力を有すること。

(4) 進入通路

開発事業区域内の道路又は開発事業区域外の既存の道路から消防活動用空地までの間に設ける進入通路の幅員は5メートル以上とし、その構造は前(3)に準ずること。

(協議)

第42 開発事業に伴う消防水利及び標識の設置等消防に関する事項については開発事業 を行う前に公共施設管理者と協議すること。

### 第8章 造成計画

(調査)

- 第43 開発計画にあっては、開発事業区域及びその周辺の地形、地質、状況並びにその 開発の規模に応じて、土質調査、地下水調査、気象調査等を事前に行い、設計、施工、 及び管理の対策をたてること。
- 2 調査にあたっては、次の各号について考慮すること。
  - (1) 開発事業区域及び開発事業区域周辺の土地が軟弱な地盤、がけ崩れ、出水のおそれの多い土地かどうか、過去の災害の状況を踏まえ調査すること。
  - (2) 地表踏査により把握した資料に基づき、開発計画に適合した土質調査方法を選択し、土質分布図及び土質、地層、縦断図を作成すること。
  - (3) 地下水調査は、土質調査と同時に行い、ボーリングによる地下水の測定、付近の井戸の状況により、地下水面の等高線を描いた地下水面図を作成し、必要に応じ水質検査を行うこと。
  - (4) 津市半田地内で500㎡以上の開発行為を行う際は、津市半田地内における開発行 為に係る磨き砂採掘跡調査の指導要領に基づき、申請地内の地下に磨き砂の採掘跡が ないか調査を行うこと。なお、調査前に、開発計画及び調査計画を開発指導室に提示 し、確認を得ること。
  - (5) 津市高茶屋小森町の一部、雲出島貫町の一部及び木造町の一部で500㎡以上の開発行為を行う際は、津市高茶屋小森町、雲出島貫町及び木造町地内における開発行為に係る亜炭採掘跡調査の指導要領に基づき、申請地内の地下に亜炭の採掘跡がないか調査を行うこと。なお、調査前に、開発計画及び調査計画を開発指導室に提示し、確認を得ること。
  - (6) 周知の埋蔵文化財包蔵地の有無を調査し、範囲に含まれる場合は、関係部署と協議

を行うこと。

(崖に近接する建築物)

第44 建築物の敷地が高さ2mを超え、かつ傾斜面の勾配が30度を超える崖に近接する場合には、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じること。

(宅地)

第45 戸建住宅の分譲を行うものは、敷地面積の平均が165㎡/区画以上となるよう に計画すること。

### 第9章 水質保全

(位置及び放流場所)

第46 共同汚水処理施設(一般廃棄物処理施設を含む)の位置は、上水道水源、農業用水及び地下水などの汚染するおそれのない場所並びに苦情の生じるおそれのない場所を 選定すること。

(水質検査とその報告)

第47 共同汚水処理施設(一般廃棄物処理施設を含む)の水質検査回数、報告はあらか じめ公共施設管理者等と協議すること。

(紛争)

第48 処理水の放流等に起因して生じる紛争はすべて申請者の責任において解決しなければならない。

(油水分離槽の設置)

第49 事業者は、油等による水質汚濁の防止のため、自己居住用以外は油水分離槽(別 紙3)を設置すること。

### 第10章 環境事業施設

(ごみ処理)

第50 家庭から排出される一般廃棄物 (ごみ) の収集処理の円滑を図るため、当該開発 区域に近接する既存ごみ一時集積場所の利用が困難な場合は開発事業区域内に必要なご みの一時集積場所を30~50戸に1箇所設け、その用地を確保すること。

この場合、ごみの一時集積場所の規模については1箇所当り3.3㎡以上の長方形等の整形とし、周囲の公衆衛生に配慮し、雨水等の敷地外への流出防止や防草措置を講じるなど、詳細について公共施設管理者等と協議すること。なお、ごみの一時集積場所施設については、周辺住民等の意向を十分に配慮すること。

### 第11章 駐車場

(駐車場等)

- 第51 事業者は、開発事業の目的及び規模、開発事業区域周辺の状況等を考慮し、住環境に支障を生じることのないよう、下記のとおり駐車場を設置すること。
  - (1) 戸建住宅 原則として普通自動車2台以上/戸
  - (2) 共同住宅 原則として普通自動車1台以上/世帯

### 第12章 公益施設用地

(公益施設用地)

第52 公益施設用地は、位置、擁壁、排水路、地盤高の点について、当該公益施設の建設計画の趣旨にふさわしい形状に造成し、詳細については、公共施設管理者等と協議を行うこと。

### 第13章 公共・公益施設用地及び施設の維持管理引継

(維持管理引継)

第53 新たに設置された公共・公益施設用地及び施設については、引継に伴う公共施設 管理者の完了検査を受け、申請図書通りに設置されているものと認められた場合のみ、 維持管理を引継ぐこと。

(境界)

第54 施設用地と民地との境界を明確にするため、境界線の各折点に境界杭等を完了検 査時までに設置すること。

(各種台帳)

第55 工事完了とともに各種施設台帳を作成し提出する必要がある場合は、提出資料について各公共施設管理者と協議すること。

### 第14章 その他

(施工管理基準及び安全管理)

- 第56 工事施工に伴う施工管理基準及び安全管理は以下のとおりとする。
  - (1) 写真管理

写真管理は、申請図書の仕様が確認できるように撮影すること。

ア 写真の整理

工事写真は、開発事業工事完了届出書チェックシートに基づき整理すること。

イ 提出部数

工事写真の提出は、1部とする。上記のほか各公共施設管理者が必要とする部数 を提出すること。

ウ 撮影基準

撮影項目及び頻度は、三重県公共工事共通仕様書に規定する写真管理基準(案) を準拠すること。

写真撮影にあたっては、必要事項を記載した小黒板を被写体とともに撮影すること。また、小黒板の判読が困難である場合は、添付する写真の横の空白部分に必要 事項を記載すること。

### (2) 施工管理

施工管理は、三重県公共工事共通仕様書における建設工事施工管理基準(案)に準拠し、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ること。なお、提出書類については、各公共施設管理者の指示による。

### (3) 工程管理

工程管理は、進捗状況を常に把握して、計画と実施のずれを早期に発見し、適切な 是正処理を講じること。

### (4) 安全管理

造成工事において、がけの切り崩し、掘削及び床掘等の作業に伴う崩壊事故、機械作業に伴う人為的な事故等の労働災害を防止するため、安全施設の充実、安全施工の徹底等の強化に努めること。また、安全管理は、「土木工事安全施工技術指針」及び「建設工事講習災害防止対策要綱(土木工事編)」等の指針を参考にすること。

### (5) 現場施工

ア 既設道路取付部及び官民境界構造物付近の施工について

既設道路取付部及び官民境界構造物付近を施工する場合は、既設道路構造物等を 破損しないように使用機械の養生及び設置位置等に配慮すること。

イ 是正に伴う舗装復旧について

完了検査によって帰属・寄附道路内における構造物の是正等が生じた場合は、部 分復旧でなく全面復旧とすること。

ウ 通行上の安全確保について

工事期間中は、一般通行車両及び通行人に支障がないように十分注意するととも に地元自治会等と調整し、道路を維持管理すること。

また、通学路の安全確保については、関係部署へ通学路の有無の確認を行い、対象となる学校と協議し、工事中の安全を確保すること。

エ 大型車両の通行について

工事車両進入路において、大型車両が通行する場合は、必要に 応じて滑り止め 鉄板等で養生し、現状を保つこと。また、工事完了時に道路機能として支障のない ように機能回復を行うこと。

(開発行為における中間検査及び完了検査)

第57 開発行為における中間検査及び完了検査は以下のとおりとする。

### (1) 中間検査

中間検査の内容は、「津市開発許可申請等手続きマニュアル (表 9 中間検査標準内容)」による。

なお、工事完了時、不可視部分となる工種等において、公共施設管理者が現場確認 を求めた場合に中間検査を行う。

### (2) 完了検査

完了検査は、工事の内容が開発許可を受けた設計に適合していることを確認する検査で、内容は「津市開発許可申請等手続きマニュアル(表10工事完了検査標準内容)」による。なお、上記の標準内容以外で開発指導室及び公共施設管理者が確認の必要があると判断した場合には目視、検測等による確認を行う。ただし、目視、検測等による確認が困難である場合は、破壊検査等を行うことがある。

### (引継ぎ書類)

- 第58 公共施設の帰属等に伴う引継ぎ書類は以下のとおりとする。
  - (1) 必要書類

### ア道路

- ①道路台帳
- ②土地利用計画図、縦断面図、横断面図、各構造図
- ③その他(公共施設管理者が必要と認めるもの)
- イ 橋梁(橋長2.0m以上の橋梁について)
  - ①橋梁台帳
  - ②橋梁一般図、詳細図
  - ③地質報告書
  - ④その他 (公共施設管理者が必要と認めるもの)
- ウ 洪水調整池
  - ①洪水調整池総括資料 (調整池台帳)
  - ②洪水調整池計算書
  - ③ネック点調査一式(図面含む)
  - ④竣工図(位置図、土地利用計画図、各構造図等)
  - ⑤構造計算書
  - ⑥工事施工写真
  - ⑦支持地盤確認資料(地質資料、地盤改良検討書等)
  - ⑧その他(公共施設管理者が必要と認めるもの)
- 工 雨水排水施設(水路、管渠、函渠等)
  - ①流域図
  - ②流量計算書
  - ③竣工図(平面図、縦断図、横断図、構造図)
  - ④工事施工写真

⑤その他(公共施設管理者が必要と認めるもの)

### 才 公園施設

- ①竣工図(平面図、横断図、詳細図、各種メーカー承認図、公園台帳)
- ②工事施工写真
- ③出荷証明書(遊具)
- ④製品保証書(遊具)
- ⑤その他(公共施設管理者が必要と認めるもの)

### カ 下水道施設

- ①竣工図(平面図、縦断図、横断図)
- ②工事施工写真
- ③公共桝設置台帳
- ④下水道管のTVカメラ調査の結果のDVD-R(中間検査依頼時に提出)
- ⑤その他(公共施設管理者が必要と認めるもの)

### キ 上水道施設

- ①竣工図(平面図、縦断図、横断図、配管詳細図、管割図)
- ②工事施工写真
- ③その他(公共施設管理者が必要と認めるもの)
- (2) 書類の整理

帰属する公共施設に関する書類は、公共施設管理者別に番号順に整理し、インデックスを付した一冊のファイルにまとめ、電子データ(CD-ROM 若しくは DVD-ROM)を添付して担当部局へ提出すること。

(防災計画)

- 第59 防災計画にあっては、開発事業区域内及びその周辺の状況並びに開発規模に応じて、次の各号について考慮すること。
  - (1) 開発行為の設計が他の関係法令に適合しているとともに、施工方法及び工程が、その地形、気象条件等からみて、適正に計画されており、必要な防災措置が考慮されていること。
  - (2) 地盤は、悠久な歴史を持ち、複雑な過程と構成を経て、安定を保っているものであ り、開発行為が自然のバランスを破ることのないよう、事前の調査に基づき、地盤の 安定性、強度について検討し、必要な施策を講ずること。
  - (3) 施工に際して不慮の土質変化、湧水、地盤の沈下、地盤のバランスの変化、障害物の発掘等があった場合は、その状況に即応して災害の防止に対処できるよう設計者、施工者、及び事業者間の意思の伝達を図ること。

### 第15章 雑則

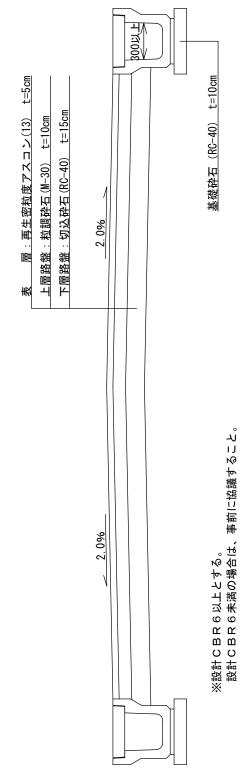
この技術基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附則

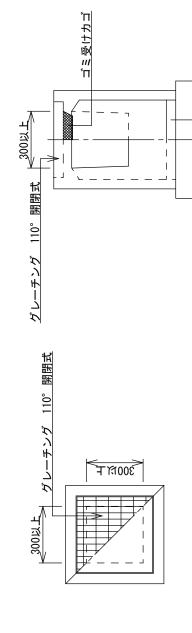
### (施行期日)

この技術基準は、令和6年4月1日から施行する。

# 道路標準横断面図



## 集水桝標準図



※交差点などで集水桝上を頻繁に車両が通行する場合、 グレーチングは騒音防止機能付き、ボルト固定とする。

インバートコンクリート (18-8-25) t=5cm

基礎砕石 (RC-40) t=10cm

### 別紙 2

摘要						
管理施設	標識(注意、啓発看板、園名柱)	問、柵、車止め 標識(注意、啓発看板、園名柱) 照明灯1基 水飲み場(バリアフリー型、手洗い業用) 出入口2か所	十旦	門、柵、車止め 標識(注意、啓発看板、園名柱) 照明灯2基 水飲み場(バリアフリー型、手洗い業用) 出入口3か所	日上	るい。
便益施設	37 Z.			便所 (バリアフリー型)	便所 (パリアフリー型)	管理者との協議の上設置するこ
休養施設	管理者との協議の上設置する	ベンチ 4~6基 (バリアフリー型含む)	ベンチ 6~8基 (バリアフリー型含む)	ベンチ 8~10基 (バリアフリー型含む)	ベンチ 10~12基 (バリアフリー型含む)	
修景施設		植栽 中木…20本 かん木…50本 花壇芝生等	植栽 高木…3本 中木…30本 かん木…100本 花壇芝生等 修景的諸施設	植栽 高木…6本 中木…50本 かん木…200本 花壇芝生等 修景的諸施設	植栽 高木…8本 中木…60本 かん木…400本 花壇芝生等 修景的諸施設	公園施設及びその配置については、
遊戲施設	公園施設及びその配置については、	ブランコ(2連)…1基 滑り台…1基 シーソー(1連)…1台 砂場…1か所	ブランコ(2連)…1基     滑り台…1基     砂引込み   ジャングルジム…1基     鉄棒(2連)…1基     砂場…1が所	ブランコ(2連)…2基 滑り台…1基 シーソー(1連)…2台 ジャングルジム…1基 鉄棒(3連)…1基 砂場…1か所	ブランコ(2連)…2基 滑り台…1基 シーソー(1連)…2台 ジャングルジム…1基 鉄棒(3連)…1基 砂場…1か所	
園路広場	\1	ブランコ(2連児童の遊ぶ広場 滑り台…1基砂引込み   砂場…1か所	児童の遊ぶ広場砂引込み	1,000~1,500 <mark>児童の遊ぶ広場</mark> 砂引込み	1,500~2,500 児童の遊ぶ広場 シーソー(1連)…2台 砂引込み ジャングルジム・1 基 鉄棒(3連)・・・ 1 基 砂場・・・ 1 も 砂場・・・ 1 も 砂場・・・ 1 か所 ひち いっぱり かり 1 か 所 いる いっぱい 1 か 所 いっぱい 1 か 所 いる いっぱい 1 か 所 いっぱい 1 か 1 か 1 か 1 か 1 か 1 か 1 か 1 か 1 か 1	
m²	008~06	300~600	600~1,000	1,000~1,500	1,500~2,500	2,500以上

管理者と協議の上、施設内容について確認すること。 ※施設基準については、基本であり、計画に際しては、公園の形状及び地域の状況を勘案し、

26

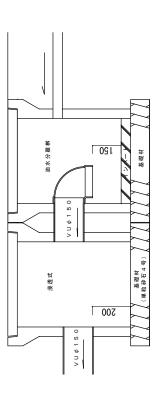
<sup>1,</sup>植栽については、将来を考慮し位置に配慮すること。また、樹名板を設置すること。2,照明については、時間設定が出来る機能(タイマー)を備えていること。

<sup>2、</sup>照明については、時間設定が出来る機能(タイマー)を備えている3、車止めについては可動式とし、施錠管理できるものとする。

<sup>4,</sup> 遊具については、複数遊具でも可能とする。

油水分離桝(参弗図)

油水分離槽(参考図)



### 開発事業工事完了届出書チェックシート

事業名							
事業者名							
開発事業区域の所在地							
着手・竣工年月日	年	月	日~	年	月	日	
施行者名							
書類作成者氏名・連絡先							

### 1 完了届出書の添付資料

確 認 事 項	確認
設計説明書、工事完了届、位置図、土地利用計画平面図、造成計画平面図、給排	
水施設計画平面図、工事写真、施工管理資料、特定施設工事完了届出書(公園の	
み)、公共施設の帰属等・管理引継提出書類	

### 2 工事写真帳の整理

確認事項	確認
工事写真帳表紙が添付されている。(事業名、事業者名、工事個所)	
A4縦型、1ページあたり写真3枚、両面カラー印刷されている。	
工種毎にインデックスを付けて整理されている。	
管理写真は設計と実測値と対比、確認できる。また、写真は工程の進捗順に整理 されている。	
区域外工事を含め、構造物について工種毎に1箇所以上の管理写真がある。	

### 3 工事着工前・工事竣工写真

確認事項	確認
全景を原則とし、同位置から撮影されており、左右見開きで状況を対比できるよ	
う整理されている。	

4	安全管	了理

確 認 事 項	該当なし	確認
交通誘導員の配置や仮設安全施設の設置状況が確認できる。		

### 5 材料確認

確 認 事 項	該当なし	確認
二次製品(側溝、擁壁、管渠、安全施設等)及び材料(鉄筋等)は種類別にすべて確認できる。		

### 6 防災措置

確 認 事 項	該当なし	確認
防災計画に基づいた、沈砂池及び仮設構造物の設置状況が確認できる。		

### 7 土工

確 認 事 項	該当なし	確認
掘削(土質等の判別)の状況が確認できる。		
盛土(路体)30cm毎の巻き出し、締固め状況が確認できる		

8		
確 認 事 項	該当なし	確認
構造計算で求められた必要地耐力の確認試験又は地盤改良工事の状況が確認できる。		
各構造物の基礎幅及び厚さ等の不可視部分が確認できる。		
各構造物の据付状況及び完了が確認できる。		
各構造物の鉄筋組立状況(径、間隔、かぶり、継手長)が確認できる。		
各構造物の埋戻し転圧30cm(路床部及び構造物の隣接箇所や狭い 箇所は20cm)毎が確認できる。		
配筋検査及び平板載荷試験、現場密度試験等の中間検査状況が確認できる。		
擁壁については、透水層、吸出防止材及び止水コンクリートが確認で きる。		
9 のり面		
確 認 事 項	該当なし	確認
のり面の勾配、施工状況が確認できる。		
のり面保護の施工状況及び完了が確認できる。		

10	交通安全施設

確 認 事 項	該当なし	確認
各種交通安全施設の材料、施工状況、完了が工種毎に確認できる。		

### 11 調整池

確 認 事 項	該当なし	確認
基礎の幅及び厚さが確認できる。		
鉄筋組立状況(径、間隔、かぶり、接手長)が確認できる。		
埋戻し転圧30cm(路床部及び構造物の隣接箇所や狭い箇所は20 cm)毎が確認できる。		
設計図書と整合できる完成寸法(幅、高さ、壁・底厚、延長、オリフィス、余水吐)が確認できる。		
配筋検査及び平板載荷試験の中間検査状況が確認できる。		

### 12 舗装

確認事項	該当なし	確認
各路線20m毎の路盤・表層の幅及び厚さが確認できる。		
各路線のアスファルト合材の到着温度、敷き均し温度等が確認できる。		
路盤の現場密度試験及びプルフローリング試験の中間検査状況が確 認できる。		

13 公園施設		
確 認 事 項	該当なし	確認
外周の境界杭が確認できる。		
各構造物及び遊具の製品寸法及び施工状況が確認できる。		
14 宅地等造成		
確認事項	該当なし	確認
宅盤等の整地状況が確認できる。		
外周の境界杭が確認できる。		
15 ごみ一時集積場所		
確 認 事 項	該当なし	確認
外周の境界杭及び各辺長が確認できる。		
CBブロック及び張コンクリート等の施工状況が確認できる。		
隣接地の構造物基礎も含めて一体でないことが確認できる。		

16 消火栓及び防火水槽		
確認事項	該当なし	確認
消火栓の設置(道路区画線表示を含む)が確認できる。		
防火水槽の設置(標識を含む)の施工状況及び完了が確認できる。		
防火水槽の容積が寸法測定で確認できる。		
防火水槽の漏水確認として、水張り水位とその測定日時が確認できる。		

### 17 上水道施設

確 認 事 項	該当なし	確認
材料検査、既存施設の加工等の立会時の状況が確認できる。		
本管連絡工事、通水(水圧試験、水質検査)時の状況が確認できる。		

### 18 下水道施設

確 認 事 項	該当なし	確認
材料検査、既存施設の加工等の立会時の状況が確認できる。		
中間検査時(管延長、管底高、ミラー確認等)の状況が確認できる。		
管布設及びマンホール設置の施工が確認できる。		
必要に応じて、土留め等の安全施設を設置した状況が確認できる。		
砂基礎及び埋戻しの転圧状況が確認できる。		
取付管の本管接続状況が確認できる。		
公共桝の施工状況が確認できる。		

### 19 帰属先への管理引継図書

確 認 事 項	該当なし	確認
道路の引継ぎ書類		
橋梁(橋長2.0m以上)の引継ぎ書類		
雨水調整池の引継ぎ書類		
雨水排水施設の引継ぎ書類		
公園施設の引継ぎ書類		
上水道施設の引継ぎ書類		

下水道施設の引継ぎ書類	

### 20 留意事項

- ① 資料及び写真は「津市開発技術基準 第14章 その他」に基づき作成及び管理すること。
- ② 管理写真の不足により開発許可申請図書との整合が確認できない場合には、完了届出書の受理及び完了検査ができない場合があります。
- ③ 工事用車両の搬入出経路については、着手前の舗装等の状況写真を撮影し保管すること。近傍道路の破損等が確認された場合には提出を求める場合があります。
- ④ その他公共施設管理者及び許可権者から追加資料、追加写真の提出を求めることがあります。